訪問看護・介護予防訪問看護重要事項説明書

〔2024 年 11 月 16 日〕

１．事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人 狭山ヶ丘病院
主たる事務所の所在地	〒350-1317　埼玉県狭山市大字水野１０２６番地
代表者（職名・氏名）	理事長　守屋　雪夫
設立年月日	昭和４０年８月１９日
電話番号	０４－２９５９－３２９５

２．サービスを提供する事業所の概要

（１）事業所の名称等

名　　称	訪問看護ステーションそよかぜ
事業所番号	訪問看護・介護予防訪問看護 （指定事業所番号１１６２７９０１５２）
事業所の所在地	〒350-1317　埼玉県狭山市大字水野１０２６番地８
電話番号	０４－２９６８－５５００
管理者の氏名	西　光浩
通常の事業の実施地域	狭山市、入間市、所沢市

（２）事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、国民の祝日(振り替え休日を含む)及び年末年始(12月30日から1月3日)を除く。
営業時間	午前８時３０分から午後５時まで

（３）事業所の勤務体制

職種	業務内容	勤務の形態・人数
管　理　者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤　1人
看護職員	・訪問看護計画書を作成し、計画的にサービスを提供します。	常勤　11人 非常勤　0人
作業療法士	・日常生活の領域で行われる様々な作業に焦点を当てた治療、指導、援助を行います。	常勤　0人 非常勤　0人
看護補助者	・複数名訪問看護指示に応じて、看護師のサポート、利用者の介助、事務手続きを担当する。	常勤　0人 非常勤　0人

３．サービスの内容

安心して自宅で療養生活が送れるように主治医の指示により看護師等が定期的に訪問し心身の観察や在宅　療養の援助・アドバイスを行います。必要に応じて精神保健福祉士も訪問します。

(1)　身体病状や精神症状の観察
(2)　日常生活に対する援助
(3)　血圧測定等バイタルサインのチェック
(4)　リハビリテーションに関すること
(5)　その他医師の指示による医療処置
(6)　家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

４．利用料、その他の費用

（１）訪問看護の利用料　　◎介護保険の場合

ア　基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。原則として基本利用料の１割、２割または３割が利用者の負担額となります。ただし、介護保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額をご負担いただきます。なお、利用料の計算に際しては、１単位 10 円を基本とし地域加算として１単位あたりの単価が割増されます。当地域は６級地となり、１単位 10.42 円として利用料が計算されます。

・訪問看護をご利用の場合/（　　）は要支援の金額

サービスの内容		1割負担	2割負担	3割負担
看護師の訪問	20分未満	328円 (316円)	655円 (632円)	982円 (948円)
	30分未満	491円 (470円)	982円 (940円)	1473円 (1410円)
	30分～60分未満	858円 (828円)	1715円 (1655円)	2573円 (2482円)
	60分～90分未満	1176円 (1136円)	2351円 (2272円)	3526円 (3408円)
作業療法士の訪問	40分	611円 (592円)	1222円 (1184円)	1838円 (1776円)
	60分	919円 (888円)	1838円 (1776円)	2757円 (2664円)
衛生材料費		実費相当額		
緊急時訪問看護加算Ⅰ		626円	1251円	1876円
計画外の緊急訪問(1回につき)		通常の単位数を算定		
	特別管理加算を算定している方の月2回目以降の緊急時訪問看護の場合(1回につき)	夜間または早朝の場合/通常単位の25%増し 深夜の場合/通常単位数の50%増し		

※　夜間とは18:00～21:59／早朝とは6:00～7:59／深夜とは22:00～5:59をいいます。

サービスの内容		1割負担	2割負担	3割負担
初回加算Ⅰ(初月のみ)		365円	730円	1095円
初回加算Ⅱ(初月のみ)		313円	626円	938円
退院時共同指導加算(1回につき)		626円	1251円	1876円
複数名訪問加算Ⅰ	30分未満	265円	530円	794円
	30分以上	419円	838円	1257円
複数名訪問加算Ⅱ	30分未満	210円	419円	629円
	30分以上	331円	661円	991円

（２）◎訪問看護利用料　　◎医療保険の場合

別紙参照

（３）交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域以外にお住まいの方は、訪問看護職員が訪問するための交通費の実費をご負担いただきます。

なお自動車を利用した場合の交通費は、片道５キロメートルを超え１０キロメートル以内は４００円（＋消費税）、片道１０キロメートルを超える場合は６００円（＋消費税）とします。

ひと月の交通費の上限額は１，５００円とします。

（４）キャンセル料

利用予定日の直前にキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。
ただし、利用者の容体の急変や急な入院など、緊急やむを得ない事情がある場合は、
キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日１７時まで	無料
利用予定日の当日の場合	当該基本料金の５０％の額
連絡がなかった場合	当該基本料金の１００％の額

（５）その他

利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

５　利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

（１）請求方法

①　利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。

②　請求書は、利用月の翌月上旬までに利用者あてにお届けします。

（２）支払い方法等

①　請求月の末日までに、下記のいずれかの方法でお支払ください。

・現金払い

・事業者が指定する口座への振り込み

・利用者が指定する口座からの自動振替

②　お支払いを確認しましたら、領収書をお渡しします。必ず保管してください。
（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

6　秘密の保持

（1） 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

（2）利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

（3）利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7　学生の実習

当事業所では、看護大学や看護専門学校等の学生実習を受け入れています。ご都合をお伺いして看護師と一緒に訪問させていただく場合があります。

8　緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合はすみやかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡します。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先（家族等）	氏名(利用者との続柄)	
	電話番号	

9　事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
ＪＡＰＨネットワーク　医事賠償保険

１０　サービス提供に関する相談、苦情

（１）苦情処理の体制及び手順

ア　サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

イ　利用者から苦情があった場合は担当者（管理者）が受付・記録をし、現地と発生状況を確認してから対応方法を検討し、不手際がある場合は迅速に改善策を立てます。

（２）苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

担当	管理者　　西　光浩
電話番号	０４－２９６８－５５００
受付時間	午前８時３０分から午後５時まで
受 付 日	月曜日から金曜日まで （国民の休日、１２月３０日から１月３日までを除く）

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

狭山市役所　長寿健康部　長寿安心課	狭山市入間川１－２３－５ ０４－２９５３－１１１１（内線1551～1560）
入間市役所　健康推進部　介護保険課	入間市豊岡１－１６－１ ０４－２９６４－１１１１
所沢市役所　福祉部　介護保険課	所沢市並木１－１－１　高層棟１階 ０４－２９９８－９４２０
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課　苦情対応係	さいたま市中央区大字下落合１７０４番 ０４８－８２４－２５６８（苦情相談専用）

＊医療保険の場合

埼玉県医療安全相談窓口	さいたま市浦和区高砂３－15－１（県庁本庁舎４階南側）
埼玉県保健医療部医療整備課医務・医療安全相談担当	０４８－８３０－３５４１

１１　業務継続計画に向けた取り組みについて

（１）感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

（２）従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１２　衛生管理等

（１）看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

（２）指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

１３　天災等発生時の訪問

天災その他の事由により連絡なく契約上定められた時期に訪問することができなくなる場合があります。

１４　虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待及び身体拘束等の発生又はその防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（１）虐待防止及び身体拘束の適正化のための指針の整備をし、従業員に対する虐待防止及び身体拘束等の適正化のための研修等を定期的に実施します。

（２）サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

（３）事業者は、ご利用者が成年後見制度を利用する事を支援します。

（４）虐待防止・身体拘束等の適正化に関する責任者　　所長　：　西　光浩

（５）事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。

（６）やむを得ず身体拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともに態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

１５　ハラスメントの防止

当事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

（１）職場内で行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけ、おとしめる行為

③性的言動、行為的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業所の方、利用者及びその家族等が対象となります。

（２）ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止策を検討します。また、行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善、利用契約の解約等の措置を講じます。

１６　サービスの利用にあたっての留意事項

（１）看護職員等はサービスの提供に当たって、次の行為を禁止しています。

①利用者又は家族の金銭、通帳、証書、などの預かりや、金銭、物品、飲食の授受。

②利用者の同居家族が抱える疾患に対するサービスの提供。

③利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食。

④利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為。

（２）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、利用者に対して重要事項を説明しました。

年　　月　　日

事　業　者

所　在　地　　埼玉県狭山市水野１０２６

法　人　名　　医療法人　狭山ヶ丘病院

代 表 者名　　理事長　　守屋　雪夫

説　明　者

事 業 所名　　訪問看護ステーションそよかぜ

氏　　名　　印

私は、事業者より交付を受けました重要事項説明書に基づいて訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意いたします。

年　　月　　日

利　用　者

住　　所

氏　　名　　印

（ 代 理 人 ）

住　　所

本人との続柄

氏　　名　　印

訪問看護ステーション　そよかぜ　　別紙料金表

● 医療保険　　2026年6月１日改訂

			精神科訪問看護基本療養費	備考
保健師・看護師又は作業療法士による場合 精神科訪問看護基本療養費 （Ⅰ）（Ⅲ）	患者宅個別（Ⅰ）同一建物（Ⅲ）同一日に2人まで	週3日目まで	30分未満 4250円 30分以上 5550円	※通常は週3日が限度 ※退院後3月以内の期間に行われる場合は週5日が限度
		週4日目以降	30分未満 5100円 30分以上 6550円	
	同一建物（Ⅲ）同一日に3人以上9人以下	週3日目まで	30分未満 2130円 30分以上 2780円	
		週4日目以降	30分未満 2550円 30分以上 3280円	

外泊中の訪問看護	精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）	8500円	※入院中1回に限り

訪問看護管理療養費	月の初日	7710円	
	2日目以降（1日につき）	3010円	

訪問看護物価対応料	月の初日	60円	
	2日目以降（1日につき）	20円	

時間外加算	早朝　6時～ 8時	2100円	
	夜間　18時～22時		
	深夜　22時～ 6時	4200円	

退院時共同指導加算	8000円	※1

※1…主治医の所属する医療機関に入院中で、退院にあたり訪問看護を受けようとする利用者又は家族に対し、当ステーションの看護師が主治医又は職員と共同し、在宅での療養上の必要な指導を行い、その内容を文書で提供した場合

訪問看護情報提供療養費Ⅰ（市町村、指定特定相談指定事業所）	月1回	1500円	※2
訪問看護情報提供療養費Ⅱ（学校）	月1回	1500円	※2
訪問看護情報提供療養費Ⅲ（保健医療機関）	月1回	1500円	※3

※2　利用者又は家族の同意があり、所定の機関から求められた場合

※3　利用者又は家族の同意がある方

24時間対応体制加算	月1回	6800円	※4

※4　利用者又は家族の同意のある方

訪問看護医療DX情報活用加算	月1回	50円	※5

※5　オンライン資格確認導入後

訪問看護ベースアップ評価料	月1回	1830円	

複数名精神科訪問看護加算	保健師、看護師、作業療法士	1日に1回	4500円
		1日に2回	6000円
		1日に3回以上	10000円
	准看護師	1日に1回	3800円
		1日に2回	6000円
		1日に3回以上	10000円
	精神保健福祉士、看護補助者	週1日	3000円

精神科複数回訪問加算※5	保健師、看護師、作業療法士、准看護師	1日2回	4500円
		1日に3回以上	8000円

※5精神科在宅患者支援管理料1（ハを除く。）又は2を算定する利用者

精神科緊急訪問看護加算		1日1回	2650円

長時間精神科訪問看護加算		週1回	5200円

精神科重症患者支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料2のイを算定する利用者　月1回	8400円
	精神科在宅患者支援管理料2のロを算定する利用者　月1回	5800円

※裏面に続く

【その他】

交通費	通常の事業の実施地域での交通費の負担はありません。通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護の交通費は実費負担となります。車を使用する通常の事業の実施地域を超えて行う訪問看護の交通費は1回につき片道5kmを超え10km以内を400円（＋消費税）、10kmを超える場合は600円（＋消費税）とし、ひと月の上限額を1500円とします。なお、緊急の訪問により交通費が発生した場合は、通常の事業の実施地域の利用者でも医療保険の利用に限り実費負担となります。また、公共の交通機関が利用できない場合はタクシー代を頂きます。
おむつ・衛生材料費	実費負担となります。

【保険適用外料金】… 保険適用を超えるサービス（訪問看護の回数増など）、保険給付対象外サービスは全額自費負担となります。

平日（月～土曜日）	通常営業時間	8:30～17:00	4000円／30分毎	
	早朝	6:00～ 8:00	5000円／30分毎	
	夜間	18:00～22:00		
	深夜	22:00～ 6:00	6000円／30分毎	
日・祝日（年末年始を含む）	通常営業時間	8:30～17:00	5000円／30分毎	
	早朝	6:00～ 8:00	6250円／30分毎	
	夜間	18:00～22:00		
	深夜	22:00～ 6:00	7500円／30分毎	

※6 … 週3回の訪問を超える場合は、下記のとおり全額自己負担となります。（急性憎悪等に主治医より「特別訪問看護指示書」が交付された場合はその限りではありません。）

【その他利用料】… 2時間を超える訪問看護、休日の訪問看護の加算料金 ※6

超過料金	2時間を超えた場合		5000円／30分毎	
休日料金	通常営業時間	8:30～17:00	1500円／30分毎	
	早朝	6:00～ 8:00	2000円／30分毎	
	夜間	18:00～22:00		
	深夜	22:00～ 6:00	2500円／30分毎	

訪問看護ステーション そよかぜ